

役員等費用の弁償規程

社会福祉法人希耀會

社会福祉法人希耀會 役員等の費用弁償規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人希耀會定款第8条の第2項の規定に基づき、役員等に対する費用弁償の額並びにその支給について定めることを目的とする。

第2条（役員）

前条に規定する役員等とは次に掲げる者をいう。

- ① 理事・監事
- ② 評議員
- ③ その他理事長が必要と認める者。

第3条（費用弁償額）

前条の規定に掲げる役員等の費用弁償額は次の通りとし、理事会、評議員会等に出席した場合に支給する。

役職名	1回あたり費用弁償額	備考
理事	10,000円	
監事	10,000円	
評議員	10,000円	
その他	10,000円	

第4条（その他）

この規定に定めるもののほか、役員等の費用弁償等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規定は、平成19年6月6日から施行する。

この変更規定は、平成20年9月19日から施行する。